

## 作付拡大条件不利補正対策事業の骨子

### 1 助成対象者

次の から の要件をすべて満たす者

水田経営所得安定対策の加入者

助成対象となる作付拡大を行う者

4 の取組（播種前契約の締結等、低コスト生産、捨て作り防止）を実施する者

### 2 助成対象作物

- ・ 麦（小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦）
- ・ 大豆

### 3 助成対象となる作付拡大の取組等

#### （ 1 ）助成対象となる作付拡大の取組

- ・ 不作付地（調整水田・保全管理水田、不作付畑、耕作放棄からの復帰水田・畑）への作付拡大の取組
- ・ 生産調整の強化に伴う作付拡大の取組
- ・ 経営面積（含水田裏作での作付拡大）の拡大に伴う作付拡大の取組
- ・ H 2 2 年産以降に農外から新規参入した者の取組
- ・ その他地方農政局長が特に認める場合等（担い手経営革新促進事業の特認及び水田等有効活用促進交付金の作付転換の特認を継承）

特認の例

「災害で過去実績がない場合」、「土地改良事業の実施により過去実績がない場合」、「その他（やむを得ない事情による種子用 一般食用への転換等）」

#### （ 2 ）助成対象面積

- ・ 助成対象面積は、助成対象作物の平成 2 2 年産作付面積から平成 1 8 年産作付面積を除いたものとし、その算出に当たっては、次の から までの面積の合計値を用いることを基本とする。
  - 2 1 年度の担い手経営革新促進事業の助成対象面積
  - 2 1 年度の水田等有効活用促進対策事業の助成対象面積
  - 2 1 年産から 2 2 年産までの作付拡大面積（減少の場合はマイナス）ただし、主食用米及び緑肥作物・景観形成作物以外の作物からの転換分は、原則として含まないものとする。

#### 4 助成に当たって取り組むべき内容（別紙 1）

##### （1）実需者との播種前契約等があること（別紙 1 - 1）

- ・播種前契約等で実需者と結びつき需要に応じた生産を行っていること

##### （2）低コスト生産を行うこと（別紙 1 - 2）

- ・低コスト化や高品質化に向けた技術を導入していること
- ・作物毎に国が定める技術のうち、2 技術以上を導入すること

##### （3）捨て作りを行わないこと（別紙 1 - 3）

- ・地域の共済単収等と比較し一定基準に達しない場合には、その理由を精査し必要な指導を行う。
- ・農業者毎の単収は出荷数量から算出することを原則とするが、収穫時期が冬期になる大豆については、共同乾燥施設等の荷受数量から単収を算出する方法も可とする方向。
- ・合理的な理由なく基準を満たしていないと判断される場合には、助成対象としない。

#### 5 助成単価

・小麦	27,600円 / 10a
・二条大麦	20,900円 / 10a
・六条大麦	18,200円 / 10a
・はだか麦	23,600円 / 10a
・大豆	20,200円 / 10a

#### 6 事業の実施手続き

##### （1）都道府県推進方針の作成

- ・都道府県協議会は、導入を推進する技術等をまとめた作付拡大に向けての推進方針（実施要領「別記様式第 8 号添付書類」）を作成。

##### （2）作付拡大計画書の作成

- ・都道府県協議会は、作付拡大に際しての推進課題、拡大見込み面積等をまとめた都道府県作付拡大計画書（実施要領「別記様式第 9 号添付書類（都道府県協議会用）」）を作成。
- ・地域協議会は、作付拡大に際しての推進課題、導入を推進する技術、団地化や担い手への土地利用集積の取組方針、拡大見込み面積等をまとめた地域作付拡大計画書（実施要領「別記様式第 10 号添付書類（市町村協議会用）」）を作成。

##### （3）作付拡大営農計画書の作成

- ・農業者は、作付を拡大する面積、導入する技術等をまとめた作付拡大

営農計画書（実施要領「参考様式（農業者用）」）を作成。

作付拡大営農計画書の様式は、平成21年度の「水田等有効活用促進対策事業」の様式をベースに、必要な情報を入力すると自動計算されるExcelシートで提供

(4) 都道府県毎の割当、地域協議会・農業者への交付

- ・国は、都道府県計画書に記載された拡大面積（計画値）を精査し、拡大面積（計画値）×単価分の所要額を勘案し各都道府県協議会に割当。
- ・各都道府県協議会から地域協議会へは、農業者毎の拡大面積（実績）に応じて交付。
- ・地域協議会から農業者への交付時期は、平成22年12月～平成23年3月。

7 事業実施主体

(1) 都道府県協議会

都道府県段階の事業実施主体は、岐阜県担い手育成総合支援協議会とする。

(2) 地域協議会

具体的には、国が定める一定の要件を満たした地域協議会とし、地域段階の判断により水田協議会、担い手協議会等の中から事業実施主体を定める。

(3) 国が定める一定の要件（地域協議会）

- ・代表者が定められていること
- ・構成員に市町村の区域をその区域とする農業者団体及び市町村が含まれていること
- ・組織の意思決定の方法、事務及び会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理及び使用方法及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした規約並びにその他の規定があること
- ・事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること

8 その他

・作付拡大条件不利補正交付金の使途

作付拡大条件不利補正交付金は、本事業を実施するために必要となる推進事務費（旅費、人件費、消耗品費、通信運搬費、会議開催費、損借料、役務費、振込手数料、委託費、一般管理費）並びに本交付金の助成対象者に対する固定払相当分の交付金として使用できるものとする。

## 助成に当たって取り組むべき内容

### 1 播種前契約の締結等

- ・ 需要に応じた生産を促進する観点から、実需者との播種前契約を締結等していること。  
詳細は別紙1 - 1 参照。

### 2 低コスト化の取組

- ・ 生産性の向上、品質の向上を推進し、担い手の育成に資するとの観点から、低コスト化や、高品質化に向けた技術導入に取り組んでいること。
- ・ 作物毎に国が定める技術のうち、2技術以上を導入すること。技術内容の詳細は別紙1 - 2 参照

### 3 捨て作りの防止

- ・ 地域の平均単収と比較し一定基準に達しない場合には、その理由を精査し必要な指導を行う。
- ・ 合理的な理由なく基準を満たしていないと判断される場合には、助成対象としない。  
詳細は別紙1 - 3 参照。

### 4 その他

- ・ 対象者は、上記要件に加え、水田経営所得安定対策の加入者であること。

【表 助成に当たって取り組むべき内容について】

作物	播種前契約等	導入技術	捨て作り防止
麦・大豆		3ポイント (畑は4ポイント)	

## 実需者との播種前契約等の内容について

需要要件の播種前契約の締結等の詳細については、次のとおりとする。

作物	内 容
麦	<p>民間流通麦促進対策実施要領（平成 11 年 9 月 1 日付け 11 食糧業第 596 号食糧長官通知）に基づく契約を締結していること。</p> <p>〔契約の内容〕</p> <p>契約の当事者</p> <p>売り手：生産者団体（販売受託者である全農、全集連、都道府県経済連又は全農県本部及び都道府県集連の代表者）</p> <p>買い手：民間業者（直接需要者及び直接需要者を構成員とする団体の代表者）</p> <p>契約の基本事項</p> <p>産地別銘柄、数量、作付予定面積、荷姿（包装形態）、価格、受渡条件、品質取引の有無、価格条件（等級、包装代金等）、運賃、代金決済の方法、違約条項、受渡期限内の購入計画</p> <p>生産者は販売受託者（生産者から民間流通麦の販売の委託を受ける者。売り手である生産者団体のこと）と出荷契約を取り交わす。</p>
大豆	<p>国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画作成要領（平成 19 年 3 月 30 日付け 18 生産第 6009 号農林水産省生産局長通知）第 4 第 3 項に基づく契約等を締結していること。</p> <p>〔契約の内容〕</p> <p>契約の当事者</p> <p>売り手（生産者団体）と買い手（民間団体）</p> <p>売り手（生産者）と買い手（民間業者）</p> <p>契約の基本事項</p> <p>銘柄、面積、単収、契約予定数量、代金決済条件</p> <p>銘柄、面積、単収、契約予定数量、代金決済条件、販売単価</p> <p>の場合、生産者は販売受託者と出荷契約を取り交わす。</p>

## 低コスト化に向けた取組内容について

### 1 基本的考え方

- ・低コスト化、高品質化の観点から、地域の課題解決に向けた技術導入に取り組むものとする。
- ・技術内容については、国においてメニューを提示し(別添)、その中から地域の課題に即したものを選択して導入する方式とする。

### 2 技術メニューの選択

- ・国は、提示する技術メニュー毎に予めポイントを付しておき、地域は、実態に即して各作物ごとに合計3ポイントor4ポイント以上になるよう導入する技術を選択する。
  - ・メニュー毎のポイントは1ポイント又は2ポイント。国として特に普及を進めたいメニューは2ポイントに設定。
  - ・合計3ポイント以上を基本とし、畑地への作付拡大助成については4ポイント以上とする。
- ・都道府県設定技術
  - 国が示す技術メニューに加え、低コスト化、高品質化の観点から、リストと同水準にある技術について都道府県において設定することができる。

### 3 技術導入の確認方法

- ・技術導入の取組は、作業日誌による確認、現地確認等の方法により地域協議会が確認する。

### 4 技術導入の目標及び成果

- ・県協議会は、都道府県推進方針において技術導入等に関する取組方向を取りまとめる。(県として重点的に取り組む技術、地域設定技術、地域で推進する輪作体系等を設定する。)
- ・地域協議会は、地域作付拡大計画書等に単収や品質、団地化、集積等に関する目標、推進方針を盛り込む。(水田ビジョンを作成していない畑作地域においては、麦・大豆の産地強化計画に盛り込むことも可)
- ・作成にあたっては、既存の品目別の産地協議会と連携しつつ、各種方針・計画との整合性を図るものとする。
- ・技術導入の結果を地域協議会で取りまとめ、県協議会と連携して分析を進め、今後の取組に反映させることとする。

## 捨て作り防止のための取組内容について

捨て作り防止の観点から、単収に関する基準を設定し、基準に達しなかった場合には、地域協議会長がその理由を精査し、基準達成に向けて必要な指導を行うこととする。この場合、低コスト生産技術の導入初期段階の収量低下、災害による収量低下等の合理的な理由もなく基準を満たしていないと判断される場合には、助成対象としないものとする。

単収の具体的な基準及び単収・品質の確認資料については、下表のとおりとする。

【表 捨て作り防止要件と確認方法等】

作物	要件	確認方法等
麦	・種ごとに、10a当たり生産量が、地域の当年産の単収の概ね8割以上であること。	・「地域の当年産単収」とは、共済単収とする。 ・出荷伝票、農産物検査結果通知書等の単収を確認できる書類。 共済単収以外の単収を用いる場合には、地域協議会で設定する（地域作付拡大計画書に基準とする単収を位置付ける）。
大豆	・10a当たり生産量が、地域の当年産の単収の概ね8割以上であること。	・「地域の当年産単収」とは、共済単収とする。 ・出荷伝票、農産物検査結果通知書等の単収を確認できる書類。 共済単収以外のデータを用いて基準を設定する場合は麦に同じ。

基準単収（統計単収から共済単収に変更する理由）

作付拡大条件不利補正交付金は基金造成事業でないこと、年度内執行を行う必要があることから、原則として、共済単収を基準単収とする。